

## ■地域生活支援拠点等の整備について

## 資料 4

### ○地域生活支援拠点等の整備とは

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

### ○山口市障害福祉サービス実施計画（令和3～5年度）での位置づけ

- ・地域生活支援拠点等の整備 ⇒ 1か所、令和5年度までに確保する
- ・目標達成までの方策 ⇒ 短期入所、グループホーム、相談支援などの事業者とのネットワークによる面的整備を基本として、どの機能を優先させるか等、地域生活支援拠点の整備について検討する部会を設置し、目標達成に向けて取り組みます。

（参考）

- ・国の動きとしては、昨年成立した改正障害者総合支援法により、令和6年4月から法律上に位置づけられるとともに、市町村における整備が努力義務となる。現在は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、地域生活支援拠点等の整備が位置づけられている。

### ○拠点等の整備の目的

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用  
⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備  
⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

### ○必要な機能と内容

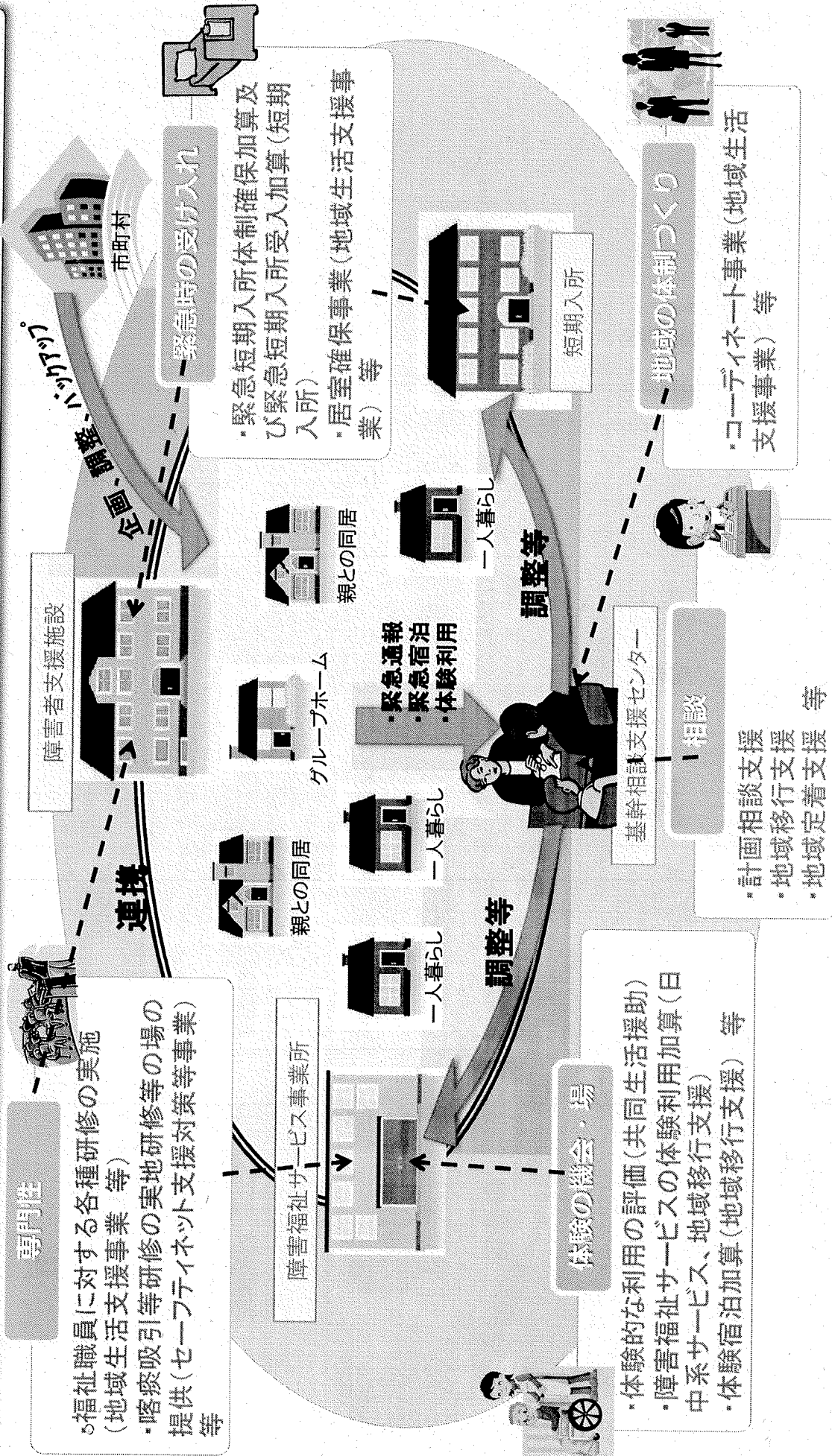
① 相談	・緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性により生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う
② 緊急時の受け入れ・対応	・短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う
③ 体験の機会・場	・地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する
④ 専門的人材の確保・養成	・専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う
⑤ 地域の体制づくり	・地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う

○本市における地域生活支援拠点等の整備についての方向性

<p>整備の手法（類型）</p>	<p>面的整備を想定（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制） ※別紙参照（面的整備型） （理由）多機能拠点整備型は居住支援のための機能を1つの拠点に集約するため、1法人に負担がかかることとなることに対し、面的整備は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制であり、本市においては、障がい特性など専門性のある複数の事業所が存在しており、既存の連携した体制を活かした整備が可能であるため、面的整備とする。（全国的にも面的整備が多い）</p>
<p>整備の単位</p>	<p>山口市単独での整備</p>
<p>実施主体</p>	<p>山口市（事業者と連携し実施）</p>
<p>今後の進め方</p>	<p>○令和5年度末まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親亡き後など緊急時の対応及び緊急時に備える体制を中心に検討し整備する。</li> <li>①相談：コーディネーター配置、利用対象者登録、常時の連絡体制の確保についての検討</li> <li>②緊急時の受入対応：事業所の事前登録（緊急時の協力体制確保）、報酬加算の周知、空床確保等受入体制の検討</li> <li>③体験：緊急時に円滑に利用できるよう体験利用の促進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定体制：ワーキンググループを設置し、検討していく</li> <li>・山口市障がい福祉施策懇話会において、検討状況について随時報告</li> <li>・令和6年3月末までを目途に、整備について県へ届出</li> </ul> <p>○令和6年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き運用状況の検証及び検討を行いながら、不足している機能の整備、入所・入院から地域移行・定着の推進など充実を図っていくこととする</li> </ul>

# 地域生活支援拠点等の整備例② (面的整備型)

パターン②: 地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



THE UNIVERSITY OF CHICAGO

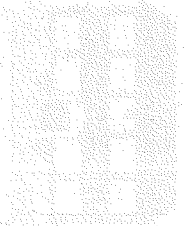
THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY



THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO



THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO